

## 行動計画策定

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくること  
によって全ての社員がその能力を十分に発揮出来る様にする為、次のように行動を策定す  
る。

1 計画期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

2 内容

目標1 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など  
制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- ・平成27年4月～ 法に基づく諸制度の調査
- ・平成27年8月～ 制度に関するパンフレットを社員に回覧・掲示等し、周知を図る。
- ・平成28年1月～ 社員に再度周知を図る。
- ・平成30年1月～ 社員に再度周知を図る。

目標2 妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- ・平成27年4月～ 相談窓口の設置について検討。
- ・平成28年4月～ 相談員の研修実施。
- ・平成29年10月～ 相談窓口の設置について社員への周知。